



諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第13条第2項に基づく「くろまぐろの保存及び管理に関する協定」について海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成8年政令213号）第4条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

平成30年6月5日

鳥取県農林水産部長 村尾 和博



関係法令

○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

(協定の締結)

第 13 条 大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者は、当該知事管理量又は知事管理努力量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の都道府県の知事の認定を受けることができる。

3 前 2 項の協定（以下単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる海域並びに特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源及びその採捕の種類
- 二 特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保存及び管理の方法
- 三 協定の有効期間
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令

(協定の認定手続)

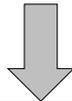
第 4 条

農林水産大臣又は都道府県の知事は、法第 13 条第 1 項又は第 2 項の認定をしようとする場合において、当該協定の対象となる採捕の種類に漁業権に係る漁業が含まれるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

今後のくろまぐろの管理について

- 理由：7月から県計画に基づきくろまぐろの TAC 管理が開始されるにあたり、水産庁は漁業者協定を締結しない県は 2～3 ヶ月ごとに枠を配分して管理するよう指示しており、僅かな小型魚漁獲枠（1.7 トン）を配分すると、年に何度も採捕停止命令を発出する可能性が高くなる。しかし、漁業者協定を締結すれば、柔軟な管理が可能となり、定置漁業から曳き縄漁業へ枠融通も可能になる。
- 協定骨子：曳き縄漁業・その他漁業と定置漁業の当初漁獲枠は、小型魚については、国の配分量から県留保分（0.1 トン）を除いた数量に 0.5 を乗じた数量ずつとし、前年の繰り越し量があれば曳き縄漁業・その他漁業に加算する。大型魚については、国からの配分量から県留保分（0.2 トン）を除いた数量を全て定置漁業に配分する。小型魚もしくは大型魚の県総枠の消化割合が 7 割未満である場合に限り、漁法間での枠融通を認める。
- 協定違反者への措置：違反が確認されて以降の漁獲禁止に加えて、次回の管理期間中の漁獲を制限する。曳き縄漁業・その他漁業にあつては、くろまぐろを目的とした操業の停止を基本とする。定置漁業にあつては、生きている個体は全て放流するものとする。

H27～29 自主的な管理



【TAC管理になった背景】
・無承認による漁獲や
枠を超える大量漁獲があった。

H30～ TAC管理（罰則あり）

【水産庁指導方針】①又は②を選択

①県計画により、漁法別に2ヶ月毎に枠配分して管理

②漁業者協定を締結
2ヶ月毎の枠配分は不要となり、柔軟な管理が可能。

盛漁期に2ヶ月毎に採捕停止命令を出す可能性あり。



採捕停止命令に従わない場合は罰則（3年以下の懲役または200万円の罰金）。

1 我が国全体の漁獲可能量

平成 26 年 12 月にくろまぐろの国別漁獲枠が設定され、我が国全体の漁獲可能量として平成 27 年 1 月から小型魚（30kg 未満）の漁獲枠は 4,007 トン（平成 14-16 年の平均水準から半減）、大型魚（30kg 以上）の漁獲枠は 4,882 トン（平成 14-16 年の平均水準から増加させない）がそれぞれ配分された。

2 TAC 管理に至る背景（第 4 管理期間から開始、沖合漁業は平成 30 年 1 月、沿岸漁業は 7 月から開始）

第 2 管理期間に国全体で小型魚の漁獲量が漁獲枠を超過したため、第 4 管理期間から漁獲可能量(TAC)制度※へ移行することとなった。

※法に基づく罰則規定あり（採捕停止命令違反の場合は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、「法」とする）第 22 条により 3 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金、採捕の数量の虚偽報告又は無報告の場合は法第 24 条により 30 万円以下の罰金）

3 県計画の策定

県計画は、TAC 管理開始（平成 30 年 7 月）までに水産庁が示す「処理基準及び県計画たたき台」に基

づき策定する必要があり、法第4条第3項及び4項により海区漁業調整委員会への諮問と大臣承認が必要。

4 水産庁の「処理基準及び県計画たたき台」の内容

北海道の大量漁獲のような事態が起きないように、県計画で県ごとの留保枠を設けるとともに漁法別月別に枠配分して管理する。今期に枠を超過した県は来期の配分を減らし、取り控えた県に還元する。また法第13条第2項に基づく漁業者協定締結（知事が認定）により厳格な管理措置（協定違反に対する措置必要）を実施する場合は枠の細分化は不要。

5 小型魚漁獲枠と消化状況

漁獲枠は過去の漁獲実績割合で国から配分される、第1管理期間は2,100kg、第2及び3管理期間は合計1,700kgを配分され、定置漁業（漁業権の定置漁業及び知事許可漁業の小型定置漁業）に900kgを、曳き縄漁業・その他漁業に800kgを細配分した。

○本県の小型くろまぐろ（30kg未満）の管理期間別漁獲実績

漁業種類	第1管理期間	第2管理期間	第3管理期間 (5/10現在)	第4管理期間
管理期間	H27.1～H28.6	H28.7～H29.6	H29.7～H30.6	H30.7～H31.3
管理の方向性	ブロック管理		単県管理	TAC管理
定置漁業 (漁獲枠)	340kg	92kg (全国共同管理900kg)	272kg (単県管理900kg)	小型魚枠 最大1,700kg
曳き縄漁業・その他 漁業(漁獲枠)	1,204kg	867kg (ブロック管理800kg)	935kg (単県管理800kg)	大型魚枠 最大1,000kg
計	1,520kg	959kg	1,207kg	

6 曳き縄漁業・その他漁業と定置漁業への漁獲配分の考え方

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則に基づき配分。（計算方法は参考資料（1）を参照）

(参考資料) 漁法別の枠配分の計算方法

漁法別の当初漁獲枠の枠配分の割合は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（以下、「規則」という）第7条2のイに基づき以下のとおり算定した。なお、定置漁業は漁業権の定置漁業及び知事許可の小型定置漁業をいう。

(1) 規則第7条2のイの内容

「当該知事管理量に、付録第1に定めるいずれかの算式によって算出される数を基礎として定める当該協定に参加している者ごとの当該協定に係る協定対象採捕の数量の当該知事管理量に対する割合を乗じて得られる数量 当該協定に参加している者ごとの当該協定に係る協定対象採捕の数量」

⇒過去のくろまぐろの漁獲実績から付録第1の第3号式で算出する。

(2) 規則付録の第3号算式の内容

算式は D/E。

「Dは、協定に参加している漁協ごとの過去2年間のいずれかの日以前1年間、3年間又は5年間におけるくろまぐろの採捕の数量。

Eは、に係る期間における本県沿岸くろまぐろの採捕の数量。」

(3) D及びEは(4)及び(5)のうち平成23～27年の5年間における数量を採用した。

	D 定置漁業	D 曳き縄漁業・ その他漁業	E	計算結果 (D/E)
小型魚 (kg)	3,903	4,093	7,996	定置漁業=0.5 曳き縄漁業・その他漁業=0.5
大型魚 (kg)	2,336	0	2,336	定置漁業=1 曳き縄漁業・その他漁業=0

(4) 小型くろまぐろ (30kg 未満) の漁獲実績 (7月から翌年6月末で集計。平成29年度は5/10現在)

年	H23	H24	H25	H26	H27	合計	H28	H29
定置網業(kg)								
県漁協	3,102	53	44	180	524	3,903	92	272
曳き縄漁業・その他漁業(kg)								
田後漁協	1,826	1	159	0	403	2,388	243	256
県漁協	576	8	263	83	715	1,645	624	652
赤碕町漁協	29	7	0	0	24	60	0	27
中部漁協	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市漁協	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,431	16	422	83	1,142	4,093	867	935
総計	5,533	69	466	263	1,666	7,996	959	1,207

(5) 大型くろまぐろ (30kg 以上) の漁獲実績 (7月から翌年6月末で集計。平成29年度は5/10現在)。

年	H23	H24	H25	H26	H27	合計	H28	H29
県漁協 定置漁業(kg)	0	1,011	558	103	664	2,336	624	100
曳き縄・その他(kg)	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	0	1,011	558	103	664	2,336	624	100

くろまぐろの保存及び管理に関する協定

第1 目的

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下、「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、くろまぐろの保存及び管理に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、法第4条第1項に基づき定めた鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」（平成30年6月29日公表予定。以下、「県計画」という。）の第2及び第3に示された知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するために全県の沿岸漁業者で取組む基本的な内容を定める。

第2 管理機関の設置等

鳥取県資源管理実践協議会（以下、「協議会」という。）は、漁業者の主体的な資源管理型漁業の推進により、資源の回復、増大及び経済的有効利用を促進し、もって漁業経営の安定を図ることを目的として平成20年に設置され、本県沿海漁協の組合長及び地区運営委員長で構成される。主な協議事項の1つとして、資源管理の全県的な方向性に関すること、広域回遊資源に関すること及び、複数地域での取組に関することを協議・決定するとしている。以上より、協定の運営は協議会が担うものとする。

第3 対象となる海域

鳥取県地先海域

第4 対象となる海洋生物資源

くろまぐろ

第5 対象となる採捕の種類

県計画の第3で示された漁業である曳き縄漁業及びその他漁業、漁業権の定置漁業及び知事許可の小型定置漁業（定置漁業という。以下同じ。）。

第6 資源管理の取組内容

協定において定めるくろまぐろの資源管理の方法は次のとおりとする。

(1) 漁法別漁獲数量

県計画の第2の知事管理数量に基づく漁法別漁獲枠は以下のとおりとする。

漁法	対象漁協	くろまぐろ小型魚の漁獲枠	くろまぐろ大型魚の漁獲枠
曳き縄漁業及び その他漁業	田後漁業協同組合 鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	なし
定置漁業	鳥取県漁業協同組合	県計画数量（県留保分を除く）に0.5を乗じた数量	県計画数量（県留保分を除く）の全ての数量。

曳き縄漁業及びその他漁業については、5漁協の連帯による管理とし、漁獲枠を各漁協に個別配分しない。ただし、国から前管理期間での小型魚の繰り越し配分があった場合は、曳き縄漁業及びその他漁業に加えるものとする。

各漁業者は漁獲枠を遵守し、漁獲枠に達する場合は、くろまぐろの採捕に係る操業を中止するとともに、販売（取扱い／荷受け）を自粛する。（3）の漁法間で漁獲枠の融通が整った場合は融通後の漁獲枠で前述同様の管理をする。

（2）管理措置

県計画の第4の3で示された早期是正措置を講じる。

（3）漁法別の漁獲枠の融通

（ア）県計画の第2で示された小型魚若しくは大型魚の採捕数量に対する消化割合が7割未満である場合に限り、（1）に示すいずれかの漁獲枠を超えた又は超えることが見込まれる場合は、協議会において協議のうえ、漁法間で漁獲枠を融通することができる。

（イ）（ア）の漁獲枠の融通が合意に達したときは、協議会長は県に対し文書で変更後の漁法別漁獲枠を報告する。

第7 有効期限

協定の有効期限は、平成30年7月1日から平成31年6月30日までとする。

なお、本協定に参加する者から特段異議が出されない場合には、本協定は自動的に1年間延長するものとする。

第8 協定に違反した場合の措置

協議会は、協定に違反したと認められる漁業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。ここにいう、「違反」とは、第6（1）の漁獲枠到達以降もくろまぐろの採捕を目的とした操業を続けた場合及び虚偽の報告をした場合をいう。ただし、真にやむを得ない混獲と認められる場合又は第6の（2）に該当する場合は、違反とは見なさないものとする。

（1）違反者の弁明の機会

協議会は、違反が確認された漁業者（以下、「違反者」という。）の所属漁協に対し、期限を定め弁明の内容を記載した書面等を協議会に提出するよう通知する。

（2）協議会における決定

（ア）協議会は、違反の内容及び提出された弁明書等を審議し、違反者に対して講ずべき措置を決定する。

（イ）違反者に対する措置は、違反が確認されて以降のくろまぐろの漁獲禁止に加えて、次回の管理期間中の漁獲を制限する。曳き縄漁業及びその他漁業にあっては、くろまぐろを目的とした操業を停止させるものとし、定置漁業にあっては、生きている個体を全て放流させるものとする。ただし、協議会の合意が得られた場合には、違反措置の軽減措置を講じることができる。

第9 協定締結後に協定に参加し、又は協定から脱退しようとする者に関する手続き

協定の締結後に、協定に参加しようとする者は参加申込書を協議会に提出するものとし、協定から脱退しようとする者は、脱退届を協議会に提出するものとする。

第10 協定の変更又は廃止に関する手続き

協定の変更又は廃止の議事は、協定の参加者の3分の2に当たる多数で決する。

第11 あっせんをすべきことを求める場合の手続き

法第15条第1項に基づき都道府県知事にあっせんをすべきことを求める議事は、協定の参加者の3分の2に当たる多数で決する。

第12 その他必要な事項

協定に定めのない事項については、協議会において定めるものとする。

(付 則)

協定の締結を証するため、協定に参加する各者は相互に捺印し、各々その一通を保有するものとし、鳥取県知事の認定を受けた後、効力を有すものとする。

平成30年5月25日

(協定締結漁業協同組合)

田後漁業協同組合 代表理事組合長

鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長

中部漁業協同組合 代表理事組合長

赤碕町漁業協同組合 代表理事組合長

米子市漁業協同組合 代表理事組合長